

富士市雇用対策協定

富士市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、富士地域の産業の持続的な発展と、若年者、高年齢者、女性、障害者等就労を希望するすべての人がその個性と能力を發揮し、生き生きと働くことができる社会を実現するため、以下のとおり「富士市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策について、それぞれの役割分担を踏まえつつ、効果的・効率的かつ一体的に対策を進めていくための連携・協力の内容などを定め、市の雇用対策に強力に取り組むことを目的とする。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するため、毎年度、事業計画を策定する。

（雇用対策協定運営協議会の設置）

第3条 前条の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等を実施するため、市及び労働局は「雇用対策協定運営協議会」を設置する。

（要請等）

第4条 市及び労働局は、それが取組施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行なうことができるものとする。

2 市及び労働局は、前項の要請に対して、誠実かつ速やかに対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に提供する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りでない。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項が生じたときは又はこの協定の内容に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、市長及び労働局長が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月8日

富士市長

小長井義正

静岡労働局長

高森洋志